

用 語 の 解 説

● 人 口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

● 年 齢

平成22年9月30日現在による満年齢

● 国 籍

国籍を、「日本」のほか、以下のように11区分に分けています。

11区分 — 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のとおりとしています。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 ———— 日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 ————— 調査票の国名欄に記入された国

● 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 ———— 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 ———— 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 ————— 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 ————— 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 ————— 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 ————— 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗務員など

● 世帯主及び世帯人員

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

● 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

【平成22年変更内容】世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、平成22年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更しました。

- A 親族のみの世帯 ————— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみにからなる世帯
なお、平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は親族世帯に含めていました。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。
 - B 非親族を含む世帯 ———— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
 - C 単独世帯 ————— 世帯人員が一人の世帯
- さらに、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

1 夫婦と夫の親から成る世帯

2 夫婦と妻の親から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

1 夫婦と夫の親から成る世帯

2 夫婦と妻の親から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯

2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯

2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

1 夫婦、夫の親と他の親族から成る

2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯

2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

以下の世帯の移動に関する用語は、大規模調査（10年ごと）のみ

● 居住期間

その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間

● 5年前の常住地

その世帯の世帯員が調査時の5年前（平成17年10月1日）に居住していた市区町村を、次のとおり区分しています。

【平成22年変更内容】平成17年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、平成22年調査から、5歳未満の人についても、出生後にふだん住んでいた場所を調査し、区分しています。

現住所 ————— 調査時における常住地と同じ場所

国内 ————— 日本国内

自市区町村内 …………… 調査時における常住地と同じ市町村（20大都市の場合は同じ区）

自市内他区 …………… 20大都市について、同じ市又は東京都特別区の他の区

県内他市区町村 …………… 同じ都道府県内の他の市区町村

他県 …………… 他の都道府県

転入（国外から） — 日本以外

● 世帯の移動類型

一般世帯について、5年前の常住地からの移動状況により、次のとおり区分しています。

1 全世帯員が移動の世帯 ————— 全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯

(1) 全世帯員の5年前の常住市区町村が同一の世帯

全世帯員の5年前の常住地が現住所以外の同一市区町村である世帯

(2) 一部世帯員の5年前の常住市区町村が異なる世帯

全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯のうち、5年前の常住市区町村が世帯主の5年前の常住市区町村と異なる世帯員がいる世帯

2 一部世帯員が移動の世帯 ————— 一部の世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯

3 世帯員の移動者がいない世帯 ————— 全世帯員の5年前の常住地が現住所の世帯